

「取引参加者規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- 取引参加者規程の一部改正新旧対照表…………… 1
- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 2
- 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 3
- 取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 4
- 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 6

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(取引参加料金の納入)</p> <p>第11条 取引参加者は、取引参加料金を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。</p> <p>2 当取引所は、必要があるときは、取引参加料金の額を、期日をさかのぼって変更することができる。</p> <p><u>(法人関係情報管理体制の整備)</u></p> <p>第26条の5 <u>取引参加者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第1条第4項第14号に掲げる法人関係情報をいう。）を利用した不公正取引の防止を図るため、当取引所の市場の運営にかんがみて必要かつ適切と認められる法人関係情報管理体制を整備しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> | <p>(取引参加者負担金の納入)</p> <p>第11条 取引参加者は、取引参加者負担金を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。</p> <p>2 当取引所は、必要があるときは、取引参加者負担金の額を、期日をさかのぼって変更することができる。</p> <p>(新設)</p> |

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）</p> <p>i～y (略)</p> <p>(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)</p> <p>第45条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等（内部者取引及び法第167条の2の規定により禁止されている行為をいう。）の未然防止に向けて必要な体制を整備するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> | <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～g (略)</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は<u>通告</u>（以下「破産手続開始の申立て等」という。）</p> <p>i～y (略)</p> <p>(内部者取引の未然防止に向けた体制整備)</p> <p>第45条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引の未然防止に向けて必要な<u>情報管理体制</u>を整備するよう努めなければならない。</p> |

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) ～ (12) の2 (略)</p> <p>(13) 前2号に<u>規定する検査</u>に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は前2号に<u>規定する検査若しくは処分に伴い行政官庁</u>に対し改善策等を報告したとき。</p> <p>(14) ～ (15) (略)</p> <p>(16) <u>他の金融商品取引所等(所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)をいう。以下この条において同じ。)</u>の処分を受けたとき。</p> <p><u>(16) の2 前号に規定する処分に伴い他の金融商品取引所等に対し改善策等を報告したとき。</u></p> <p>(17) ～ (27) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> | <p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) ～ (12) の2 (略)</p> <p>(13) 前2号に<u>掲げる検査</u>に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。</p> <p>(14) ～ (15) (略)</p> <p>(16) 所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会(これに相当する外国の団体を含む。)の処分を受けたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(17) ～ (27) (略)</p> |

取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>取引参加料金等に関する規則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条第1項及び第12条の規定に基づき、参加金、取引参加<u>料金</u>及び取消料の額に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(取引参加<u>料金</u>)</p> <p>第4条 取引参加者規程第11条第1項に規定する取引参加<u>料金</u>は、<u>定額参加料金</u>及び<u>定率参加料金</u>とする。</p> <p>2 <u>定額参加料金</u>の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 <u>定率参加料金</u>の額は、各取引参加者の当取引所の市場における上場有価証券ごとの売買代金又は売買数量(以下「<u>定率負担金の算出の基準</u>」という。)に徴収標準率を乗じて算出した額(当取引所が別に定める場合を除く。)の総額とし、<u>定率参加料金</u>の算出の基準及び徴収標準率は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>4 第1項に規定する<u>定額参加料金</u>及び<u>定率参加料金</u>の当取引所への納入の日は、毎月15日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、<u>定額参加料金</u>については当月分を、<u>定率参加料金</u>については前月分を納入するものとする。</p> <p>(取消料)</p> <p>第4条の2 取引参加者規程第12条に規定する取消料の額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る<u>定率参加料金</u>の算出の基準に、別表第2に定める徴収標準率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>第5条 (略)</p> | <p>取引参加者負担金等に関する規則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条第1項及び第12条の規定に基づき、参加金、取引参加者<u>負担金</u>及び取消料の額に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(取引参加者<u>負担金</u>)</p> <p>第4条 取引参加者規程第11条第1項に規定する取引参加者<u>負担金</u>は、<u>定額負担金</u>及び<u>定率負担金</u>とする。</p> <p>2 <u>定額負担金</u>の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 <u>定率負担金</u>の額は、各取引参加者の当取引所の市場における上場有価証券ごとの売買代金又は売買数量(以下「<u>定率負担金の算出の基準</u>」という。)に徴収標準率を乗じて算出した額(当取引所が別に定める場合を除く。)の総額とし、<u>定率負担金</u>の算出の基準及び徴収標準率は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>4 第1項に規定する<u>定額負担金</u>及び<u>定率負担金</u>の当取引所への納入の日は、毎月15日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、<u>定額負担金</u>については当月分を、<u>定率負担金</u>については前月分を納入するものとする。</p> <p>(取消料)</p> <p>第4条の2 取引参加者規程第12条に規定する取消料の額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る<u>定率負担金</u>の算出の基準に、別表第2に定める徴収標準率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>第5条 (略)</p> |

別表第1

定額参加料金の額

- 1 総合取引参加者の定額参加料金の額（月額）は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)
- 2 IPO取引参加者の定額参加料金の額（月額）は、20万円とする。
- 3 取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の定額参加料金は、日割をもって計算する。
- 4 (略)

別表第2

定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率

定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。

(略)

- (注) 1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債券における終値取引による売買（自己株式の取得に係る売買は除く。）及び相対交渉取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。）については、定率参加料金を徴収しない。
- 2.・3. (略)

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1

定額負担金の額

- 1 総合取引参加者の定額負担金の額（月額）は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)
- 2 IPO取引参加者の定額負担金の額（月額）は、20万円とする。
- 3 取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の定額負担金は、日割をもって計算する。
- 4 (略)

別表第2

定率負担金の算出の基準及び徴収標準率

定率負担金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。

(略)

- (注) 1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債券における終値取引による売買（自己株式の取得に係る売買は除く。）及び相対交渉取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。）については、定率負担金を徴収しない。
- 2.・3. (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a～c （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">d 第4号関係</p> <p style="padding-left: 4em;">(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等（<u>法第166条、第167条及び第167条の2の規定により禁止されている行為をいう。以下同じ。</u>）の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p style="padding-left: 4em;">(b)～(e) （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">e （略）</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a～c （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">d 第4号関係</p> <p style="padding-left: 4em;">(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切な開示及び内部者取引等の未然防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p style="padding-left: 4em;">(b)～(e) （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">e （略）</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a （略）</p> | <p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a～c （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">d 第4号関係</p> <p style="padding-left: 4em;">(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p style="padding-left: 4em;">(b)～(e) （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">e （略）</p> <p>(2) 前(1)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a～c （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">d 第4号関係</p> <p style="padding-left: 4em;">(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切な開示及び内部者取引の未然防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p style="padding-left: 4em;">(b)～(e) （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">e （略）</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a （略）</p> |

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b)～(g) (略)

c～e (略)

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b)～(g) (略)

c～e (略)

(2)・(3) (略)